

(No.483)

ごかの お知らせ

お知らせ

成人式典

(教育委員会)

○日時

平成28年1月10日(日)

受付 午前9時45分

開式 午前10時

○場所 五霞中学校 体育館

○該当者 平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方

○その他 11月1日を基準に該当者を把握させていただきましたので、それ以降に転入された方は12月18日(金)までにご連絡ください。

○お問い合わせ

教育委員会 生涯学習G
☎(84)1460 (直通)

「豪華GOKAプレミアム商品券」の使用はお早めこー!

(政策財務課)

8月8日から販売した「豪華GOKAプレミアム商品券」の有効期限は、12月31日(木)までです。平成28年1月1日(金)以降は無効となり使用できなくなりま

すので、お早めにご使用ください。
なお、プレミアム商品券は、払い戻しは一切できません。お手持ちのプレミアム商品券裏面の注意事項をご確認いただき、必ず12月31日(木)までにご使用をお願いいたします。

○お問い合わせ

政策財務課 政策G
☎(84)1111 (内線223)

家庭ごみの出し方

(生活安全課)

家庭ごみについては、所定のゴミ集積所へ出していただいておりますが、出す際に次のことに注意してください。(時間厳守)
①決められた曜日の午前8時までにお願いします。

②分別がきちんとされていないごみに関しては、回収することができませんので、五霞町ごみ収集カレンダー等を参考にきちんと分別し、決められた曜日に出しましょう。

③ペットボトルは、きちんとラベルとキャップを外しましょう。

※色付きのペットボトル、洗剤の容器及び油の容器等は可燃ごみとなります。

以上のことについて、ご理解ご協力をお願いします。

また、ごみの分別等で不明な点がありましたら、生活安全課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

土地・家屋の届出

(町民税務課)

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。

年内に家屋の滅失(取り壊し)や増築・改築をされた場合、または売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合には、町民税務課まで届出ください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記を済まされている場合には、届出をする必要はありません。

○堤防強化事業での移転者の皆さんへ

年内に家屋(新家屋)が完成し、買取契約した家屋(旧家屋)の取り壊しが年明けになると、

新旧両方の家屋に固定資産税が課税されます。

固定資産税は1月1日現在の取扱いになりますので、家屋の完成時期と買取家屋の取り壊し時期にご注意ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

国民年金保険料控除証明書を送付します

(町民税務課)

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類等を添付することが義務付けられています。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が、日本年金機構より11月上旬から順次送付されています。

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となります。

○お問い合わせ

下館年金事務所
☎0296(25)0811